



# 国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇止めなどによる離職(特定理由離職者)をした非自発の失業者は、平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます。

## ●減税の対象となる条件とは

離職日において65歳未満であり、下記の理由により失業等給付を受ける人は、申請に基づいて軽減の判定を行います。

- (1) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
- (2) 雇用保険の特定理由離職者(例:雇止めなどによる離職)

※雇用保険特例受給資格者や、雇用保険高年齢受給資格者は軽減の対象にはなりません。

雇用保険受給資格者証の離職理由のコードにより、軽減に該当するかについて判断します。

種別	離職理由コード	離職理由
雇用保険の 特定受給資格者	11	解雇
	12	天災などの理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
	22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事務所移転などに伴う正当な理由のある自己都合退職
雇用保険の特定理由離職者	23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12か月未満)

## 雇用保険受給資格者証(新様式)

1. 支給番号	2. 氏名		
2. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額		
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日	
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数		
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			

※旧様式では「⑬離職年月日 理由」の理由コードで判断します

## 雇用保険受給資格者証とは…

離職後に、勤務していた会社から離職票を受け取り、ハローワークで失業給付の受給手続き後に、改めて開催される受給説明会で渡される書類であり、失業手当を受け取る資格を証明するものです。

## Q 軽減の算定方法はどのようにしますか？

A 国民健康保険税の所得割は、加入者全員の前年中の所得金額に、税率を乗じて算定します。軽減される所得割は、離職した人のみの給与所得を30/100で算定します。

## 問い合わせ

### 国民健康保険税の軽減については

市市民課保険年金係(福間庁舎) ☎43・8127  
市民サービスコーナー(津屋崎庁舎) ☎52・4966

### 後期高齢者医療制度については

後期高齢者医療広域連合 ☎092・651・3111  
市市民課医療係(福間庁舎) ☎43・8128  
市民サービスコーナー(津屋崎庁舎) ☎52・4966



# 後期高齢者医療制度の保険料について

後期高齢者医療制度の保険料率は2年に一度改正することとされており、制度開始以来、初めての保険料率の改正を行いました。その結果、平成22年度および平成23年度の所得割率と均等割額は以下の通りとなります。

	平成22・23年度	平成20・21年度	増減
均等割額	52,213円	50,935円	1,278円増
所得割率	9.87%	9.24%	0.63%増
賦課限度額	50万円	50万円	増減なし

## 保険料額の算出方法

保険料は被保険者ごとに計算され、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等(※注)に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額(52,213円)} + \text{所得割額(総所得金額等 - 33万円) \times 9.87\%}$$

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」などの合計額です。

## 平成22年度の保険料軽減措置

世帯(※注1)の所得の状況などに応じて保険料が軽減され、軽減の内容は以下の通りです。

### ●均等割額の軽減

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(※注3)の合計額
9割軽減	5,221円	33万円(基礎控除額)以下で、かつ、被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない
8.5割軽減(※注2)	7,831円	33万円(基礎控除額)以下
5割軽減	26,106円	33万円(基礎控除額)+24.5万円×被保険者(世帯主を除く)数 以下
2割軽減	41,770円	33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数 以下

※注1 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入した人などはその時点)が基準となります。

※注2 原則は「7割軽減」ですが、平成22年度も特別措置により「8.5割軽減」に拡充されます。

※注3 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

### ●所得割額の軽減

所得割額軽減割合	総所得金額等
5割軽減	91万円以下の人(公的年金収入のみの場合、年金受給額が211万円以下の人)

### ●後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険の被扶養者であった人の保険料の特例

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合を指します。

国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※保険料の詳細は、7月に送付予定の「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。

## ◎後期高齢者医療被保険者証(保険証)が更新されます

現在の保険証の有効期限は平成22年7月31日までとなっています。平成22年8月1日から使える新しい保険証は、7月下旬に郵送します。